

産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月 29日

広島市長

提出者

住所 広島市中区鶴見町4-22

氏名 前田道路株式会社 中国支店

執行役員支店長 岩藤 克也

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-246-4422

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田道路株式会社 中国支店
事業場の所在地	広島市中区鶴見町4-22
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 31億(前年度実績)
③従業員数	57名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	現場発生廃棄物→収集運搬業者→中間処理施設（専ら自社もしくは他社の中間処理施設で中間処理を行い、再生骨材・再生路盤材として再資源化）

別紙1
(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	5.8	10									5.8	10	5.8	10						
紙くず	1.7	5									1.7	5	1.7	5						
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	1.13	5									1.13	5	1.13	5						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鋸さい																				
がれき類	1509	1500	701	500							808	1000			808	1000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
石綿含有産業廃棄物																				
建設混合廃棄物	39.52	40									39.52	40			39.52	40				
合計	1557.15	1560	701	500	0	0	0	0	0	0	856.15	1060	8.63	20	847.52	1040	0	0	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

(本店)取締役会 - 社長 - CSR・環境部 - (中国支店)安全環境品質部
- 広島営業所・千代田高速道路作業所

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	廃プラスチック、混合廃棄物など、再利用できるものは廃棄せず有効活用する
②計画 (今後実施する予定の取組)	引き続き、廃棄物と思われるものでも分別し、再利用できるものは活用していく

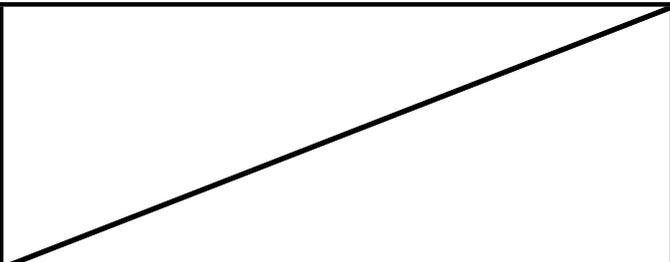
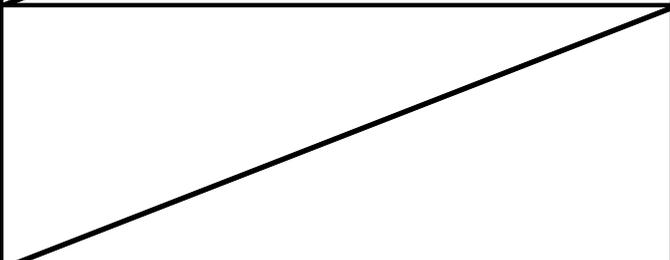
3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>がれき類(コンクリートがら、アスファルトがら、その他)木くず、 廃プラスチック類は他の廃棄物が混入しないように分別すると共に再生資源化で適正処分を実施している。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>がれき類(コンクリートがら、アスファルトがら、その他)木くず、 廃プラスチック類は他の廃棄物が混入しないように分別すると共に再生資源化で適正処分に一層取り組んでいく。</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>再生骨材・再生路盤材として再資源化</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>再生骨材・再生路盤材として再資源化</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の適正処理 委託の徹底 ・中間処理施設の確認、処分場の確認 ・許認可関係、中間処理後の処理ルートの確認
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>上記を継続的に実地</p>